

20260807 現在

随時更新【認定クラブ用】岡山市認定地域クラブ活動補助金に係る Q A

Q：補助金の上限額はどのように算出するのですか？

A：別表の区分1・2に応じた上限額とします。上限額は年額のため、認定された時期により異なります。

【例】6月認定（10 か月活動）なら上限額に 10/12 をかける。1,000 円未満切り捨て

Q：別表区分1で年度内に生徒数が増減した場合、上限額に変更はあるのですか？

A：申請時の生徒数で上限額を決定します。

Q：上限額未満の予算書でも、上限額が概算払いされるのですか？

A：予算書の合計額が概算払い額となります。

Q：認定申請時に予算書を提出していますが、改めて提出する必要がありますか？

A：収入に「市補助金」が追加されるため、改めて提出が必要となります。

Q：楽譜の購入や楽器運搬費、楽器修理等は補助金の対象となりますか？

A：対象となります。ただし、領収書（内訳明記、レシート可）が必要

Q：競技連盟等の登録費及び大会参加費は補助金の対象か？

A：対象となります。ただし、領収書（内訳明記、レシート可）が必要